

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定によって、次の特定非営利活動法人から定款変更認証申請があった。

平成二十年七月三日

広島県知事 藤 田 雄 山

特定非営利活動法人の名称	松居 秀子	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的	定款変更の内容	申請の日
特定非営利活動法人 鞆まちづくり工房		広島県福山市鞆町鞆五番地	この法人は、長い時間かけて先人達が育んできた福山市鞆町の歴史的環境の素晴らしさを引き継ぎ、町並みや港湾施設、伝統的な産業など歴史的遺産を活用したまちづくりを提案、企画、実践することにより鞆地区並びに瀬戸内海地域の活性化に寄与する事を目的とする。	事業の追加	平成二〇年六月二日